

獣医師に対する行政処分に関する基本的な考え方の 公表等について

今般、農林水産省消費・安全局畜産安全管理課長から、獣医師法に基づく行政処分の事例の増加とともに、獣医師の業務に直接関係しない処分事例も見受けられ、獣医事審議会免許部会から行政処分の審議を行う際の公正な規範として「獣医師に対する行政処分に関する基本的な考え方」が示される旨の通知とともに、獣医師法第8条第2項の規定に基づく獣医師の行政処分がなされた旨の通知を受け、本会会長から別記のとおり地方獣医師会会長あて通知した。

別記

27日獣発第272号
平成27年12月16日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内 勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

獣医師に対する行政処分に関する基本的な考え方の 公表等について

このことについて、平成27年12月3日付け27消安第4575号及び27消安第3110号-1をもって、農林水産省消費・安全局畜産安全管理課長から、別添のとおりそれぞれ通知がありました。

前者の通知(別添1)は、近年、罰金以上の刑に処せられ、獣医師法に基づく行政処分の事例が増加しており、そのうち獣医師の業務に直接関係しない事例も見受けられる状況に鑑み、今般、獣医事審議会免許部会から行政処分の審議を行う際の公正な規範として「獣医師に対する行政処分に関する基本的な考え方」(以下「基本的な考え方」という。)が示されたところです。この機会に獣医師一人一人がその責務と義務とを再確認するとともに職業倫理の向上に努め、今後も獣医療に対する国民や社会の信頼を確保するよう、関係者への周知の依頼がされたものです。

一方、後者の通知(別添2)は、平成27年11月24日付けで獣医師法第8条第2項の規定に基づく獣医師の行政処分がなされたので、獣医師法、獣医

療法、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」及びその他関係法令違反等の事実が発生した場合、また、獣医師法上の行政処分の対象となり得る者の情報を把握した場合は、農林水産省消費・安全局畜産安全管理課担当者又は都道府県畜産主務部局へ報告するよう会員獣医師へ指導するとともに、獣医師が社会的信頼に十分応えられるよう獣医師倫理の指導に一層の協力が依頼されたものです。

本件については、これまで獣医師に対する行政処分等各般の不祥事発生時において、再三に渡り貴会会員獣医師に対する指導の徹底をお願いしているところです。つきましては、貴会関係獣医師に対し、今般策定された基本的な考え方について周知するとともに、改めて日本獣医師会獣医師倫理綱領(獣医師の誓い—95年宣言)の精神に立ち返り、高度専門職業人としての職業倫理意識を常に発揮するよう指導・普及に努められたくお願いいたします。

なお、平成27年12月11日に開催された平成27年度第5回理事会においても、動物病院勤務獣医師が麻薬指定されているケタミンを無免許で使用し、麻薬及び向精神薬取締法違反の疑いで書類送検された旨のテレビ報道がなされたとの情報提供がありました。麻薬の使用に当たっては、獣医師であっても麻薬施用者の免許が必要であり、免許の有効期間は最長で2年(12月31日まで)で、有効期間経過後は再度許可を受ける必要があることにもご留意願います。

別添 1-①

27 消安第 4575 号
平成 27 年 12 月 3 日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

獣医師に対する行政処分に関する基本的な考え方の公表について

このことについて、別添写しのとおり、都道府県畜産主務部長宛て通知しましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員及び傘下機関等への御周知をよろしくお願いいたします。

別添 1-②

27 消安第 4575 号
平成 27 年 12 月 3 日

各都道府県畜産主務部長 殿
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

獣医師に対する行政処分に関する基本的な考え方の公表について

平素より獣医事行政の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

獣医師の役割は、家畜及び公衆衛生の向上や畜産物の安全確保、家族の一員である犬猫等に対する幅広い獣医療の提供など、広範囲にわたっており、社会的責任や国民からの期待も大きくなっています。

また、犬猫や家畜等の飼育者からは、獣医療を提供する獣医師のコンプライアンスの徹底や職業倫理の高揚についても要請が高まっています。

一方、近年、罰金以上の刑に処せられ、獣医師法に基づく行政処分を受ける事例が増加しており、獣医師が業務を行うに当たって遵守すべき法律に係る違反行為のみならず、業務に直接関係しない内容により罰金以上の刑に処せられる事例も見受けられます。

このような獣医師の行政処分の状況に鑑み、今般、獣医事審議会免許部会から「獣医師に対する行政処分に関する基本的な考え方」（以下「基本的な考え方」という。）が示されました。

この基本的な考え方は、獣医事審議会免許部会において、獣医師に対する行政処分の審議を行うに当たり公正な規範とすべく策定されたものですが、この機会に、獣医師一人一人がその責務と義務を再確

認するとともに職業倫理の向上に努め、今後も獣医療に対する国民や社会の信頼を確保するため御了知ください。

また、このことについて、広く関係者に対して周知していただきますようお願いします。

別添 1-③

獣医師に対する行政処分に関する基本的な考え方

平成 27 年 10 月 30 日
獣医事審議会免許部会

1 はじめに

(1) 獣医師は、飼育動物に関する診療、保健衛生の指導その他の獣医事をつかさどることによって、動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発展を図り、あわせて公衆衛生の向上に寄与することを任務としている。

(2) 獣医師に対する行政処分については、獣医師法第 8 条第 2 項に規定されており、獣医師が罰金刑以上の刑に処せられるなどの欠格要件に該当するとき、獣医師としての品位を損ずる行為をしたときなどには、農林水産大臣が獣医事審議会の意見を聴いて、その免許を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命じることとなるが、近年、罰金刑以上の刑に処せられたことにより、行政処分を受ける獣医師が増加傾向にある。

(3) 獣医事審議会は、行政処分について審議する際には、当該獣医師に弁明の機会を与え、その者に証拠を提出させることにより、公平な立場から事情を参酌し、公正な処分が行われるよう配慮する必要がある。また、行政処分の程度は、①その事案の重大性、②獣医師に求められる職業倫理、③獣医事に関連して国民や社会に与える影響等に応じて判断されるべきである。

(4) このため、獣医事審議会で行政処分に関する意見を決定するに当たっては、以下に示す「行政処分に関する基本的な考え方」に基づいて審議する。なお、この「獣医師に対する行政処分に関する基本的な考え方」は、関係者に広く周知していくとともに、獣医療に対する国民や社会の信頼を確保するため、獣医事を巡る社会情勢の変化等に対応し、必要に応じて見直す。

2 行政処分に関する基本的な考え方

(1) 獣医師に対する行政処分は、公正に行われなければならない。処分の対象となった行為の事実等を

正確に把握した上で判断する必要がある。そのため、獣医事審議会においては、司法による判決の内容や裁判で明らかになった事実、当該獣医師の弁明や提出される証拠等に基づき、事案ごとの事情を参酌しつつ、審議を行う。

(2) 行政処分の程度については、事案の重大性として、司法による判決の内容を基礎とするが、獣医師が業務を行うに当たって遵守すべき法律に係る違反行為、獣医師の立場や知識を利用した違反行為、獣医師に課せられた倫理的又は道徳的な職責に大きく反する行為など、獣医師に求められる職業倫理に反する行為と判断される場合は、より厳しい処分の対象とする。その上で、獣医事に関連して国民や社会に与える影響等も勘案して行政処分の程度を決定する。

3 事案別の具体的な考え方

(1) 獣医師が罰金以上の刑に処せられた事案

ア 獣医師が業務を行うに当たって遵守すべき法律に係る違反行為

(獣医師法、獣医療法、家畜伝染病予防法、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(旧薬事法)等に係る違反行為)

行政処分の程度は、基本的には司法による判決の内容等を参考に決定するが、獣医師自らが当然に果たすべき法律上の義務を怠り、人や動物の健康を危険にさらす行為については、より重い処分とする。

イ 獣医師業務に直接には関係しないが、罰金以上の刑に処せられた事案

(刑法(殺人、傷害、窃盗、詐欺、強制わいせつ等)、覚せい剤取締法、所得税法、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律、道路交通法等に係る違反行為)

行政処分の程度は、基本的には司法による判決の内容等を参考に決定するが、獣医師の立場や知識を利用した事案については、より重い処分とする。

(2) 獣医師道に対する重大な背反行為等があった事案

(獣医師に課せられた倫理的又は道徳的な職責に大きく反する行為であると客観的に認定できる事案)

行政処分の程度は、裁判で明らかになった事実等を参考に決定する。

別添 2-①

27 消安第 3110 号-1
平成 27 年 12 月 3 日

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内 勇夫 殿

農林水産省消費・安全局畜産安全管理課長

獣医師法第 8 条第 2 項に該当する獣医師の処分について

このことについて、獣医師法(昭和 24 年法律第 186 号)第 8 条第 2 項の規定に基づく処分が平成 27 年 11 月 24 日付けで行われ、別紙のとおり公表されました。

近年、獣医師の社会的責任や獣医師に対する期待が高まっている中、このような処分が行われることは、獣医師の社会的信用を失うものであり、大変遺憾であります。

貴会におかれましては、適切な獣医療の提供のためにこれまでも積極的な取組をされているところではありますが、特に下記について御承知の上、獣医師が社会的信頼に十分に込えられるよう、獣医師倫理の指導に一層の御協力をお願いします。

記

1. 貴会下の構成獣医師に対し、獣医師法、獣医療法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及びその他法令違反等の事実が発生した場合には、当該獣医師から当該担当者又は都道府県畜産主務部局に報告するよう指導を行うこと。
2. 獣医師法上の行政処分の対象となり得る者の情報を貴会会員が把握した場合は、その旨を当該担当者又は都道府県畜産主務部局に情報提供するよう指導を行うこと。

別添 2-②

プレスリリース

平成 27 年 12 月 3 日
農林水産省

獣医師法第 8 条第 2 項の規定に基づく「獣医師の業務停止処分」について

農林水産大臣は、平成 27 年 11 月 24 日付けで、獣医師 3 名に対し、獣医師法に基づく業務停止の処

分を行いました。

行政処分内容等

農林水産大臣は、平成 27 年 11 月 24 日付で、以下の獣医師 3 名に対し、獣医師法に基づく業務停止の処分を行いました。

(1) A 獣医師

- ・行政処分内容：業務停止 1 年 6 月
- ・事件の概要：普通乗用自動車を運転中に歩行者に自車を衝突させ傷害に基づく出血性ショックにより死亡させた。
- ・司法処分内容：禁錮 3 年（執行猶予 4 年）／自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附則第 14 条の規定に基づき、同法による改正前の刑法第 211 条第 2 項（自動車運転過

失致死）に該当

(2) B 獣医師

- ・行政処分内容：業務停止 3 年
- ・事件の概要：薬局開設者又は医薬品販売業の許可を受けず、業として医薬品を販売した。
- ・司法処分内容：懲役 2 年（執行猶予 4 年）／薬事法等の一部を改正する法律附則第 101 条の規定に基づき、同法による改正前の薬事法第 24 条第 1 項（医薬品の販売業の許可）違反に該当

(3) C 獣医師

- ・行政処分内容：業務停止 3 月
- ・事件の概要：他者に暴行を加え傷害を負わせた。
- ・司法処分内容：罰金 30 万円／刑法第 204 条（傷害）に該当